

喜連川社会復帰促進センター等運営事業 播磨社会復帰促進センター等運営事業 実施方針等に関する意見回答

質問 No.	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
1	喜連川社会復帰促進センター等運営事業実施方針	2	12	第1-1-(5)事業方式	各施設（既存の刑務所を含む）の人員配置の参考として、業務量・参考資料等をお示し下さい。なお、新法対応の想定もお示しください。	1号事業及び2号事業における参考資料として、収容定員1,000名及び2,000名規模の場合における主な業務量の想定を掲載しているのので、参考にしてください。
	播磨社会復帰促進センター等運営事業実施方針	2	12	第1-1-(5)事業方式		
2	喜連川社会復帰促進センター等運営事業実施方針	2	20	第1-1-(6)	業務遂行に必要とされる什器備品は相当量あり、すべてSPCで調達することになっています。その場合外部金融機関からのプロジェクトファイナンスによる資金調達が必要となりますが、金融機関からの資金調達を円滑に行う上で、サービス購入費の中で、設備費相当と維持管理・運営費相当を分けて頂けないでしょうか。	事業者各自で御検討ください。
	播磨社会復帰促進センター等運営事業実施方針	2	20	第1-1-(6)		
3	喜連川社会復帰促進センター等運営事業実施方針	7	8	第2-2	本件は、落札者決定から運営開始まで期間が短く、事業者特に専門的なスキルを要する業務の従事者を確保し、準備するためには、相当の時間を要します。入札説明書の公表時には、貴国による研修の内容及び時期の公表をお願いします。	運営開始前の1か月程度、国と民間の共同による訓練・研修を行うことを予定しているほか、適切な運営を実施するために必要な研修について、今後詳細を検討していくこととしております。
	播磨社会復帰促進センター等運営事業実施方針	7		第2-2		
4	喜連川社会復帰促進センター等運営事業実施方針	7	9	第2-2	スケジュールについて、10月末に入札説明書の交付に前倒し予定とのことですが、その内容がコンソーシアム組成に影響するため、現状の11月の資格審査受付では期間的余裕がなさすぎるため、配慮をお願いします。	参加表明書等の具体的な提出期限は入札公告において明らかにしますが、12月中旬ごろとする予定です。
	播磨社会復帰促進センター等運営事業実施方針	7	9	第2-2		

喜連川社会復帰促進センター等運営事業 播磨社会復帰促進センター等運営事業 実施方針等に関する意見回答

質問 No.	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
5	喜連川社会復帰促進センター等運営事業実施方針	11	19	第2-4-(1)	「物品サービス調達事業の実績がある企業」とは先行事業の通り、商社を想定しているのでしょうか？であれば、業務の内容から商社の特定は不要であることは判明しており、一方コンソーシアム組成において障害となることから、削除願います。	運営業務に携わる企業の参加資格要件は、入札広告においてお示ししますが、ご質問の点については、官公庁との取引実績を有する企業を想定しています。
	播磨社会復帰促進センター等運営事業実施方針	11	18	第2-4-(1)		
6	喜連川社会復帰促進センター等運営事業実施方針	15	10	第4-2	提案上必要であるため、建設中のセンターおよび既存刑につき、見学の機会をできるだけ早く設けていただきたい。	今後の入札手続・建設工事の進捗状況等を踏まえて、御要望に沿えるよう検討したいと考えています。
	播磨社会復帰促進センター等運営事業実施方針	15	10	第4-2		
7	喜連川社会復帰促進センター等運営事業実施方針	15	28	第5	契約書について、ご提示願います。	契約書（案）については、入札公告と同時期に提示する予定です。
	播磨社会復帰促進センター等運営事業実施方針	15	28	第5		
8	リスク分担表（案）喜連川	1	11	3	税制変更については、民間事業者の管理範囲外であり、事業継続の大きなリスクになるものです。よって、「増税」についのリスクは全て「国負担」としていただきたい。	現時点では、リスク分担表のとおりとする方向で考えていますが、具体的には入札公告時まで提示します。
	リスク分担表（案）播磨	1		3		

喜連川社会復帰促進センター等運営事業 播磨社会復帰促進センター等運営事業 実施方針等に関する意見回答

質問 No.	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
9	リスク分担表(案)喜連川	2		26	事業者が整備する設備の損傷について、国の責めによる損害も事業者が一部負担することになっていますが、逆に事業者の責めによる損害は国が一部負担することではなく、不公平なリスク負担となっていますので、見直し願えないでしょうか。	当該表記は、保険による一部損害回復を念頭に置いたものですが、現時点では、リスク分担表のとおりとする方向で考えています。具体的には入札公告時までに提示します。
	リスク分担表(案)播磨	2		26		
10	リスク分担表(案)喜連川	2	16	22	本事業は維持管理および運営をその事業対象とするものであり、施設整備(設計・建設)の不備に起因する修繕リスクは、整備主体である国側のリスクである旨を明確化願います。	入札時までに提示します。
	リスク分担表(案)播磨	2		22		
11	リスク分担表(案)喜連川	3	6	35	光熱水費の増加リスクが事業者側と記載されていますが、気候変動等の不可抗力に起因するもの、また受刑者による不適切な施設の利用等の種々の要因が考えられるため、一定範囲を越えた増額部分については国の負担と願いたい。	基本的な考え方はリスク分担表のとおりとします。ご指摘の事由による費用増加リスクの取扱いは、各々該当する規定で読み取ることができるように考慮し、詳細については入札公告時に提示したいと考えます。
	リスク分担表(案)播磨	3		35		
12	リスク分担表(案)喜連川	3	6	35	光熱水費について、国が整備する施設に関し、算定根拠となる国が用意している施設、設備他の資料を提示願います。	競争参加資格(1次審査)の確認後、設計図書の閲覧等を予定しておりますので、確認願います。
	リスク分担表(案)播磨	3		35		

喜連川社会復帰促進センター等運営事業 播磨社会復帰促進センター等運営事業 実施方針等に関する意見回答

質問 No.	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
13	リスク分担表(案)喜連川	3	6	35	光熱水費について、黒羽刑務所および加古川刑務所の実績を参考に提示願います。	入札手続にご参加いただいた方について、必要に応じて、施設の参観の実施等情報提供の機会を設けることを検討したいと考えております。なお、黒羽刑務所及び加古川刑務所の光熱水費については、国の負担です。
	リスク分担表(案)播磨	3		35		
14	喜連川社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書(案)	3	18	第2編-第2	特化ユニットの障害等級、知的障害等級等、客観的にその程度が判断できる指標を提示願います。	介護保険法の分類において、おおむね「要支援」あるいは「要介護1」に該当する者を想定していますが、
	播磨社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書(案)	3	18	第2編-第2		
15	喜連川社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書(案)	37		第3編<運営業務>-第3-2-(4)-ア	受刑者の介助とありますが、特化ユニットの人数比率が多いところ配置人員の想定が困難です。具体的な場所、時間帯、想定される人員数、頻度などをお示し願います。	身体障害を有する者で、養護的処遇を要する者(高齢者を含む)を250名程度収容することとしていますが、そのうち自力での施設内移動が困難な者の介助については、例えば、居室と作業室又は入浴場の往復、医務診察などが想定されます。
16	喜連川社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書(案)	37	16	第3編<運営業務>-第3-2-(5)-ア	入浴回数が「週2回以上」とありますが、本事業では「目視」が指定されており、「以上」というような曖昧な表現は配置計画に多大な影響があります。「2回」と明確な表現に変更願います。	一般の受刑者については、法令で週2回以上の入浴を行わせる旨規定されており、具体的な回数や時間は、気候等の事情を考慮してセンター長が定めることとなります。
	播磨社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書(案)	38	16	第3編<運営業務>-第3-2-(5)-ア		

喜連川社会復帰促進センター等運営事業 播磨社会復帰促進センター等運営事業 実施方針等に関する意見回答

質問 No.	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
17	喜連川社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書 (案)	39	1	第3編<運営業務>-第4	落札から事業開始までの半年でセンターの収容定員分の作業確保は困難であると考えます。猶予期間を設定願います。	後日公表予定の契約書(案)を参照してください。
	播磨社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書 (案)	40	1	第3編<運営業務>-第4		
18	喜連川社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書 (案)	44	5	第3編<運営業務>-第5-3-(1)-イ 要求水準	「刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令」について、開示願います。	追って、参考資料「訓令通達集」に追加いたします。
	播磨社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書 (案)	45	5	第3編<運営業務>-第5-3-(1)-イ 要求水準		
19	喜連川社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書 (案)	46	5	第3編<運営業務>-第6-1	提携病院名をお示してください。	健康診断業務は、事業者が独自に再委託先を開拓することになります。
	播磨社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書 (案)	47	5	第3編<運営業務>-第6-1		
20	喜連川社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書 (案)	47	28	第3編<運営業務>-第6-5-ア	理学療法を実施するための「所要のスタッフ」の資格等について明確に提示願います。	要求水準に示したとおりです。

喜連川社会復帰促進センター等運営事業 播磨社会復帰促進センター等運営事業 実施方針等に関する意見回答

質問 No.	資料名	頁	行目	項目	質問	回答
21	喜連川社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書 (案)	42	1	第5	教育業務の場合、担当業務従事者または、手配する外部スタッフ、指導者、篤志家の方たちが受刑者と接する機会が多く、その際、必ず、国の職員の立会いを公約してください。	必要に応じて、国の職員が立会します。
	播磨社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書 (案)	43		第5		
22	喜連川社会復帰促進センター等運営事業 運営業務要求水準書 (案)	47	28	第3編<運営業務>-第6-5-ア	理学療法は医療行為であり、その実施は外部委託の提携病院で良いでしょうか？ また、その実施責任は国にあるという理解で良いでしょうか？（民間はあくまでも支援の範囲）	御理解のとおりです。